

蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査を行うものに対し、予算の範囲内において交付する蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付決定を受けた者が実施するアスベスト分析調査をいう。
- (2) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (3) 分析調査 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成28年4月13日付け基発第0413号第3号厚生労働省労働基準局長通知）で示された方法により建築物石綿含有建材調査者が行う分析調査をいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年10月23日付け厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「規程」という。）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。
- (5) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と補助金に関する事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）が、申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者は、次条に規定する補助対象建築物の所有者（対象建築物の所有者が共有の場合にあつては共有者全員、所有者が法人の場合にあつて

は当該法人及びその代表者）又は管理者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象建築物）

第４条 補助の対象とする建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）のうち、吹付けアスベストが施工されているおそれがあり、「民間建築物における今後のアスベスト対策について」（平成２９年６月２２日付け国住指第８１０号国土交通省住宅局建築指導課長通知）に従い、愛知県が整備するアスベスト調査台帳に記載された建築物とする。ただし、国及び他の地方公共団体等が定めた同種の補助制度の対象となる建築物は、補助の対象としない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の分析調査に要する経費であって、分析調査を実施した事業者に対して支払う費用とする。

２ 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象建築物１棟につき１回限りで、２５０,０００円を限度とする。）とする。ただし、１,０００円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請及び交付決定）

第６条 申請者は、分析調査に着手する前に、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象建築物の案内図、配置図及び平面図

(2) 補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分ける書類

(3) 申請者が申請に係る補助対象建築物の管理者である場合は、管理者であることを証する書類

(4) 補助対象経費の見積書

- (5) 申請者の市税の未納のない証明書
- (6) 委任状（申請者本人が申請をする場合を除く。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第7条 前条第2項の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に、補助事業の内容を変更しようとする場合は、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金変更承認申請書（第3号様式）に変更内容の分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査遅延等報告書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査遅延等指示書（第6号様式）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第8条 補助決定者は、補助事業を廃止又は中止しようとするときは、蒲郡市分析調査廃止（中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金実績報告書（第8号様式。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 分析調査の結果報告書
- (2) 試料の採取状況が確認できる写真
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し

(4) 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書（規程第7条第2項第15号に規定する修了証明書をいう。）の写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助決定者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金確定通知書（第9号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に蒲郡市民間建築物アスベスト含有分析調査費補助金支払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金の支払請求書の提出があったときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第9条第2項に定める期日までに、報告書を提出しなかったとき。

(4) その他市長が不適當と認めるとき。

（書類の保管）

第13条 補助決定者は、補助金の交付に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。